レベル1:影響なし レベル2:影響あるが許容範囲 遺産影響評価実施フロー(過程順) 別紙6 レベル3:許容を超える影響あり (1)事業の捕捉 相談等 事業者 市町村法令所管課※1 (相談・事前協議・申請等を受ける) 山梨県条例で検討する ①情報提供※2 事業は条例の手続きへ (2) 明確なレベル 1 かの判断 市町村法令所管課 市町村遺産課※1 ②回答 (3) < 「明確なレベル1」の場合> <「明確なレベル1」以外の場合> **※**3 市町村遺産課 事務局 (4) 必要に応じ審議会の委員等の ③提出 **I**①協力 (EIA 対象) 専門家に相談等をし、一次影響評 配慮書がある場合に 専門家 市町村法令所管課 **←-→** (4)(5)(7)-2(9)価書を作成し事務局へ提出 ②報告・相談 の際に参考 事業者 影響の程度などに懸念 ①協議 (5) 部会と協議し、一次影響評価 のある場合には、必要に 事務局 部会 応じてマニュアルの手 (2)回答 書の適否を判断 順へ移行 <レベル2以上の場合> (6) <レベル1の場合> 依頼 事務局 事務局 (7)-2 大規模案 (7) 遺産影響評価書作成の依頼 事業者 件等、特心必要 報告 がある場合に 市町村遺産課 調整 は、評価頭し、 (8) 遺産影響評価書の作成 事業者 事務局 方法について 報告 事前は揺り ①提出 ②協議 市町村法令所管課 事務局 事業者 部会 (9) 遺産影響評価書(案)の提出・意見 ⑥意見 ③回答 ④照会又は 協議※4 条例の手続が完了した 学術委員会 場合にはその旨を遺産 <レベル2の場合> 作業部会 ⑤回答 協議会に報告 くレベル3の場合> 事務局 事業者 (11)緩和策の再検討 ①提出 の依頼・遺産影響評価 ②報告 ①依頼 ↓ ↑②再提出 (10) 遺産影響評 (10)-2 大規模 書(案)を再提出 国※5 事業者 価書 (完成版) 提 案件等、特心 遺産協議会 要がある場合 出·報告 事務局 (11)-2 レベル2以 学術委員会 は遺産協議会 要請 下にならなければ中 作業部会 にて協議 止を要請 事業者 ③情報提供※6 県EIA所管課 (12) 関係法令による許可等 市町村法令所管課 事業者 (13)公表 事務局 (14) ユネスコ 172 項報告 **※**3 (15) 事業実施 事業者 玉 遺産協議会 市町村遺産課 (15)-2(16) 実績報告 • 年次報告書 事業者 市町村法令所管課 事務局 学術委員会

※1 申請等の宛先が県の場合、県に読み替え ※2 ○数字は各過程の実施順序を表す(他の過程も同じ) ※3 破線は必要に応じて実施することを表す ※4 原則として照会。特に必要がある場合は協議 ※5 文化庁、環境省、林野庁 ※6 EIA対象事業のみ

報告

X:3

報告

報告

(17)-2 ユネスコ定期報告

作業部会

報告

事務局

(17)情報の蓄積